

電話機リース詐欺被害者の皆様へ。

リース契約を交わしたとしてもキャンセルすればそれで終わりです。借りる前であれば借りるのを止めればそれでOK、借りている途中であっても工事費、原価償却分、月ごとのリース料を支払えば、原則これで終わりです。

現在のように損害の証明無くして物品価格の4倍5倍の金員を摂取したるは民法703条による不当利得にあたります。つまり詐欺罪。

この事は経済産業省、司法3者、マスコミ、政治皆が分かった上で日々オリックスに遂行させている違法行為です。今日以後、契約をした以上契約金額を支払うしかない、裁判所、弁護士、司法書士、マスコミ等が言ったとしたら、確信犯としてのサギ幫助です。

なお経済産業省によるとリースなのに物品を返せとは言わない、お金だけを払え、これが常套手段との事です。つまり物品販売です。

先程、経済産業省札幌中小企業課の立野課長補佐と話しました。「リース詐欺は何故犯罪か、法の裏づけは何か。そもそもリースとはどう言うものか。」を40～50分話して理解させました。更に「この件と、私の理論が当たり前の話しなのも、経産省本省、司法、政治、道新他マスコミも全て知った上で、口をつぐんでいる事も伝えました。」

立野課長補佐は「全て（皆が）承知している事も分かりました。」と回答しております。「この件については、大手のまともなリース会社に聞いて下さい。」とも伝えました。

「リースとは、自らが所持している物品を他者に貸す商売、貸したら金が入る、貸さなければ入らない、それだけ。」の話しです。

なお、「先日、匿名で北海道経済が送られてきました。4月にリース詐欺の問題が載った記事ですが、私の送った資料である程度の真実が分かったようで、さっき電話しましたら逃げました。」経産省によると「今でもあの組み合わせで、同一の苦情がかなり来ている、との事です。分かって続けさせてるって事ですよね、と話し合いました。」以上ご連絡まで。

法にないとは

Y本 - 2005/05/11(Wed) 19:21 No.1100

つまり「ファイナンスリースなんて、元々法にないので、契約自体、他の法律に適っていないと無効なんです。要はそれだけの事。」「契約の基本、法律の根本に目を向ける事。これは損保犯罪も同じですよ。」

経産省札幌の立野課長補佐に伝えた。本来オリックスがリース契約を正しく証明するに当たって必要な証拠は次の通りですよ。

- ・ 物品所持証明（物品名、ロッド番号等）
- ・ 物品価格証明
- ・ 電気、電話工事資格証明、施工、完了証明
- ・ （北電からの証明も）
- ・ 現場労災証明
- ・ 物品受け渡し証明
- ・ 正当なリース契約書

つまりこう言う話しです。オリックスは「物品所持証明、価格証明、物品の特定証明、価格証明、工事証明、資格証明、現場労災、物品受渡し証明、正当なリース契約書等一切なし」

つまり立派な詐欺な訳です。「ファイナンスリースなんてないの。あるのは単なる賃貸借つまりリースだけ、ファイナンスリースは、特にオリックスの「殆んど何の証明も無しで、違法工事で、定価の4倍、5倍パクるのは詐欺、闇金融対策法適用案件なのです。」

重ねて言う、法の定めがなければ、そんなシステムは無効これだけ！